

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年2月23日（平成27年（行情）諮問第64号及び同第65号）及び同年6月26日（平成27年（行情）諮問第391号ないし同第393号）

答申日：平成28年5月20日（平成28年度（行情）答申第65号ないし同第69号）

事件名：「苦情申立書に係る確認事項について（照会）」の一部開示決定に関する件

「申立書（特定日付け）についての回答」の一部開示決定に関する件

特定自衛官への苦情申立書の一部開示決定に関する件

特定自衛官への申立書等の一部開示決定に関する件

特定自衛官への申立書に対する回答の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書1ないし文書26（文書1の1枚目，文書2の1枚目，文書3の送付文，文書8の送付文及び文書18のかがみを除く。）（以下，併せて「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした各決定は，妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し，平成26年10月8日付け防官文第14884号及び同第14885号並びに平成27年2月12日付け防官文第1831号，同第1832号及び同第1834号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が本件対象文書の一部を不開示とした各決定（以下，それぞれ「原処分1」，「原処分2」，「原処分3」，「原処分4」及び「原処分5」といい，併せて「原処分」という。）について，その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

##### （1）異議申立書

##### ア 諮問第64号

（ア）原処分1のうち，「不開示とした部分の処分を取り消す。」との決定を求める。

（イ）原処分1は，法5条1号及び6号を適用しているが，不開示とし

た各ページの「申立事項」の内容は「申立人の部隊に対する苦情」であり、これは苦情申立てをしようとする者が参考とすることができるものであるから、これを公にすることにより、相談や申立てをしようとする者がこれをちゅうちょするおそれがあるとはいえない。

また、不開示とした各ページの「確認事項」の内容は、「『申立人の部隊に対する苦情』に対する部隊側からの質問等」であるから、これも同様である。

原処分1は、「部隊の現状が不当であること（申立人の部隊に対する苦情）」及び「部隊側が申立人に対し不当な質問等をしたこと（基本的人権及びプライバシー権の根拠を明示するよう述べた）」を隠ぺいしているものである。

これは、個人の権利利益を害するおそれがあるとはいえないものであり、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないものである。

よって、法5条1号及び6号を適用したことは、違法不当である。

#### イ 諮問第65号

(ア) 原処分2のうち、「不開示とした部分（1ページ目の最終行を除く）の処分を取り消す。」との決定を求める。

また、正当な原本の開示を求める。（防官文第12233号（26.8.13）での開示部分を含む。）

(イ) 原処分2は、法5条1号及び6号を適用しているが、不開示とされた部分の内容は「申立人の部隊に対する苦情であり、部隊の現状が不当であること」を述べたことに対する部隊側からの回答であり、これは苦情申立てをしようとする者が参考とすることができるものであるから、これを公にすることにより、相談や申立てをしようとする者がこれをちゅうちょするおそれがあるとはいえない。

原処分2は、「部隊の現状が不当であること（申立人の部隊に対する苦情）」を隠ぺいしているものであり、個人の権利利益を害するおそれがあるとはいえないものであるから、これを公にしないことは不当である。

また、異議申立人は部隊から当該行政文書の原本を受領したが、開示された行政文書とは各ページの構成が異なっている。

防官文第12233号（26.8.13）で開示された行政文書の下から2行は原本には記載がない。この2行が加えてあるため、各ページの構成が原本と異なっている。

これは、有印公文書偽造の疑いがあり不当である。

#### ウ 諮問第391号ないし同第393号

正当な開示部分の決定を求める。

(ア) 原処分3で申立内容の全てを不開示としたことは、法5条にある開示義務を不当に回避したものであり、違法不当である。(諮問第391号)

(イ) 原処分4で陳述内容及び申立内容の全てを不開示としたことは、法5条にある開示義務を不当に回避したものであり、違法不当である。(諮問第392号)

(ウ) 原処分5で議事内容の全てを不開示としたことは、法5条にある開示義務を不当に回避したものであり、違法不当である。(諮問第393号)

## (2) 意見書

異議申立人から、平成27年3月17付け(同月19日收受。諮問第64号及び同第65号)及び同年8月11日付け(同月12日收受。諮問第391号ないし同第393号)で意見書が当審査会宛て提出された(諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。)

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 経緯

本件各開示請求は、それぞれ別紙2に掲げる文書27、文書28、文書29、文書30及び文書31の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、それぞれ別紙1に掲げる文書1、文書2、文書3ないし文書7、文書8ないし文書16及び文書17ないし文書26を特定した。

本件各開示請求については、法11条を適用して、諮問第64号及び同第65号については、平成26年10月10日まで開示決定等の期限を延長した上で、まず、同年8月13日付け防官文第12232号及び同第12233号により、それぞれ文書1の1枚目及び文書2の1枚目のみについて開示決定(一部開示決定の誤りとのこと)を行い、残余の部分(以下、それぞれ「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」という。)については、その一部が法5条1号及び6号の不開示情報に該当することから、それぞれ同年10月8日付け防官文第14884号及び同第14885号により、当該部分を不開示とする一部開示決定(原処分1及び原処分2)を行った。

諮問第391号ないし同第393号については、平成27年2月13日まで開示決定等の期限を延長した上で、まず、平成26年11月5日付け防官文第16223号、同第16224号及び同第16226号により、それぞれ特定した行政文書のうち、文書3の送付文、文書8の送付文及び文書18のかがみについて一部開示決定を行い、残余の部分(以下、それぞれ「本件対象文書3」、「本件対象文書4」及び「本件対象文書5」という。)については、その一部が法5条1号の不開示情報に該当することから、それぞれ平成27年2月12日付け防官文第1831号、同第1832号

及び同第1834号により当該部分を不開示とする一部開示決定（原処分3，原処分4及び原処分5）を行った。

本件各異議申立ては，原処分1ないし原処分5に対してされたものである。

## 2 法5条該当性について

### (1) 諮問第64号及び同第65号

原処分1において不開示とした申立事項及び確認事項のそれぞれの一部及び原処分2において不開示とした回答内容の一部については，個人に関する情報であり，特定の個人を識別することができ，又は特定の個人を識別することはできないが，これを公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあることから，法5条1号に該当するとともに，これを公にすることにより，今後の同種の事案において，相談や申立てをしようとする者がこれをちゅうちょするなど，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，同条6号に該当するため不開示とした。

### (2) 諮問第391号ないし同第393号

原処分3において，苦情申立人の階級，氏名，印影，郵便番号，住所及び申立内容の全て，原処分4において，申立人の階級，氏名，印影，郵便番号，住所，陳述内容及び申立内容の全て，原処分5において，苦情申立人の階級，氏名及び議事内容の全て並びに回答内容のそれぞれの一部については，それぞれ個人に関する情報であり，特定の個人が識別されることから，法5条1号に該当するため不開示とした。

## 3 異議申立人の主張について

### (1) 諮問第64号及び同第65号

異議申立人は，「不開示とされた部分の内容は，苦情申立てをしようとする者が参考とすることができるものであるから，これを公にすることにより，相談や申立てをしようとする者がこれをちゅうちょするおそれがあるとはいえない」などとして，原処分1のうち「不開示とした部分の処分を取り消す。」との決定及び原処分2のうち「不開示とした部分（1ページ目の最終行を除く）の処分を取り消す。」との決定を求めるが，本件対象文書1及び本件対象文書2の法5条該当性を十分に検討した結果，その一部が上記2（1）のとおり同条1号及び6号に該当することから当該部分を不開示としたものであり，その他の部分については開示している。

また，諮問第65号については，異議申立人が部隊から受領した本件対象文書2の原本と，原処分2において開示された本件対象文書2の各ページの構成が異なっているなどと主張し，正当な原本の開示を求めるが，異議申立人のいう「原本」がいかなる文書であるか処分庁は把握し

ていないが、いずれにしても、本件対象文書 2 以外に開示請求に該当する文書は保有していない。

よって、異議申立人の主張はいずれも理由がないことから、原処分 1 及び原処分 2 を維持することが適当である。

(2) 諮問第 3 9 1 号ないし同第 3 9 3 号

本件対象文書 3 については、その記載中の苦情申立人の階級、氏名、印影、郵便番号及び住所のみならず申立内容について、本件対象文書 4 については、その記載中の申立人の階級、氏名、印影、郵便番号及び住所のみならず陳述内容及び申立内容について、本件対象文書 5 については、その記載中の苦情申立人の階級及び氏名のみならず陳述内容についても、それぞれ全体的に特定個人を識別することができる情報が記載されており、開示することができる情報と不開示情報を容易に区分することが困難なひとまとまりの情報であることから、その全てを法 5 条 1 号に該当するとして不開示としたものであり、「原処分で申立内容の全てを不開示としたことは、法 5 条にある開示義務を不当に回避したものであり、違法不当である。」(諮問第 3 9 1 号)、「原処分で陳述内容及び申立内容の全てを不開示としたことは、法 5 条にある開示義務を不当に回避したものであり、違法不当である。」(諮問第 3 9 2 号)、「原処分で議事内容の全てを不開示としたことは、法 5 条にある開示義務を不当に回避したものであり、違法不当である。」(諮問第 3 9 3 号)とする異議申立人の主張は全く当たらない。

よって、本件各異議申立てには理由がないことから、原処分 3 ないし原処分 5 を維持することが妥当である。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり併合の上、調査審議を行った。

- |   |                    |  |
|---|--------------------|--|
| ① | 平成 2 7 年 2 月 2 3 日 | 諮問の受理 (平成 2 7 年 (行情) 諮問第 6 4 号及び同第 6 5 号)        |
| ② | 同日                 | 諮問庁から理由説明書を収受 (同上)                               |
| ③ | 同年 3 月 1 2 日       | 審議 (同上)  |
| ④ | 同月 1 9 日           | 異議申立人から意見書を収受 (同上)                               |
| ⑤ | 同年 6 月 2 6 日       | 諮問の受理 (平成 2 7 年 (行情) 諮問第 3 9 1 号ないし同第 3 9 3 号)   |
| ⑥ | 同日                 | 諮問庁から理由説明書を収受 (同上)                               |
| ⑦ | 同年 7 月 2 2 日       | 審議 (同上)  |
| ⑧ | 同年 8 月 1 2 日       | 異議申立人から意見書を収受 (同上)                               |
| ⑨ | 平成 2 8 年 5 月 1 8 日 | 平成 2 7 年 (行情) 諮問第 6 4 号、同第 6 5 号及び同第 3 9 1 号ないし同 |

第393号の併合並びに本件対象文書  
の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書等について

本件対象文書は、別紙1に掲げる文書1ないし文書26（文書1の1枚目、文書2の1枚目、文書3の送付文、文書8の送付文及び文書18のかがみを除く。）である。

処分庁は、本件対象文書1及び本件対象文書2の一部について法5条1号及び6号に、本件対象文書3ないし本件対象文書5の一部について同条1号に、それぞれ該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対して異議申立人は、原処分1で不開示とされた部分（以下「本件不開示部分1」という。）、原処分2で不開示とされた部分の一部（以下「本件不開示部分2」という。）並びに原処分3ないし原処分5で不開示とされた部分のうち、本件対象文書3の申立内容の全て（以下「本件不開示部分3」という。）、本件対象文書4の陳述内容及び申立内容の全て（以下「本件不開示部分4」という。）並びに及び本件対象文書5の議事内容の全て（以下「本件不開示部分5」といい、本件不開示部分1、本件不開示部分2、本件不開示部分3及び本件不開示部分4と併せて「本件不開示部分」という。）の開示を求めるが、諮問庁は原処分を維持することが適当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 法5条1号該当性について

(1) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、特定年月日付けの苦情等の申立書、陳述書及びそれらの送付文、申立書に対する回答等であり、いずれも苦情等の申立人及び陳述人の氏名及び階級が記載されているものであることから、本件対象文書に記録された情報は、それぞれ一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人（当該申立人等）を識別することができるものに該当する。

(2) 法5条1号ただし書該当性について

ア 苦情等の申立て及びこれに関連する陳述は、当該申立人等が担任する具体的な職務を遂行する場合における当該職務の内容に直接結びつく情報であるとはいえないことから、当該申立て等に関連する文書である本件対象文書に記録された情報は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）にいう「職務の遂行に係る情報」であるとはいえない。

また、当該申立て等及びこれに関連する文書について、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている

情報であるとは認められない。

したがって、本件対象文書に記録された情報は、法5条1号ただし書イに該当しない。

イ さらに、当該情報は、上記アと同様の理由から、法5条1号ただし書ハの「職務の遂行に係る情報」であるとはいえず、また、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

### 3 法6条2項による部分開示の可否等について

続いて、法6条2項の規定に基づく部分開示の可否等について検討する。

#### (1) 本件不開示部分1について

ア 本件不開示部分1のうち、本件対象文書1の2枚目ないし6枚目の表中「申立事項」の欄の不開示部分は、特定個人が行った苦情の申立ての内容を抜粋したものであり、同表中「確認事項」の欄の不開示部分は、当該申立ての内容を引用したものであると認められる。

イ 諮問庁は、諮問第64号に係る開示請求に法11条を適用し、原処分1に先立ち、文書1の1枚目について一部開示決定を行ったと説明するので、当審査会事務局職員をして諮問庁に当該文書及び当該一部開示決定に係る開示決定通知書の提出を求めさせ、当審査会において確認したところ、申立人の階級及び氏名が不開示とされているが、申立人の所属部隊及び当該申立てがされた年月日は開示されていることが認められた。

ウ そのため、本件不開示部分1を公にすると、当該申立人の所属部隊の隊員等の一定範囲の者には、当該申立人が特定され得るといえるため、通常他人に知られたくない申立ての事実やその内容が当該一定範囲の者に知られる可能性があり、当該申立人の権利利益が害されるおそれがないとは認められない。

したがって、本件不開示部分1を部分開示することはできず、法5条6号について判断するまでもなく、同条1号に該当するとして不開示としたことは、妥当である。

#### (2) 本件不開示部分2について

ア 本件不開示部分2は、特定個人が行った申立てへの回答に際して、当該申立ての内容を引用したもの及び当該引用が推測される記述であると認められる。

イ 諮問庁は、諮問第65号に係る開示請求に法11条を適用し、原処分2に先立ち、文書2の1枚目について一部開示決定を行ったと説明するので、当審査会事務局職員をして諮問庁に当該文書及び当該一部開示決定に係る開示決定通知書の提出を求めさせ、当審査会において確認したところ、申立人の階級及び氏名が不開示とされているが、当該申立人の所属部隊及び当該申立てがされた年月日は開示されている

ことが認められた。

ウ したがって、上記（１）ウと同様の理由により、本件不開示部分２を部分開示することはできず、法５条６号について判断するまでもなく、同条１号に該当するとして不開示としたことは、妥当である。

（３）本件不開示部分３及び本件不開示部分４について

ア 本件不開示部分３は、特定個人が行った苦情の申立ての内容部分（件名を含む。）であり、本件不開示部分４は、特定個人が行った申立て及び陳述の内容部分（件名を含む。）であると認められる。

イ そして、原処分３及び原処分４において、申立人及び陳述人の所属部隊（駐屯地を含むものもある。）並びに当該申立て及び陳述がされた年月日が開示されている。

ウ そのため、本件不開示部分３及び本件不開示部分４を公にすると、当該申立人及び陳述人の所属部隊の隊員等の一定範囲の者には、当該申立人及び陳述人が特定され得るといえるため、通常他人に知られたくない申立て及び陳述の事実やその内容が当該一定範囲の者に知られる可能性があり、当該申立人及び陳述人の権利利益が害されるおそれがないとは認められない。

したがって、本件不開示部分３及び本件不開示部分４を部分開示することはできず、法５条１号に該当するとして不開示としたことは、妥当である。

（４）本件不開示部分５について

ア 諮問庁は、諮問第３９３号に係る開示請求に法１１条を適用し、原処分５に先立ち文書１８のかがみについて一部開示決定を行ったと説明するので、当審査会事務局職員をして諮問庁に当該文書及び当該一部開示決定に係る開示決定通知書の提出を求めさせ、当審査会において確認したところ、文書１８は、特定個人が行った申立てに対する回答を議題として、申立人である当該特定個人も参加して行われた会議の議事録であり、本件不開示部分５は、当該会議における具体的な発言内容並びに発言者である当該特定個人の姓及び階級であると認められる。

また、当該一部開示決定により、申立人である特定個人の姓名及び階級が不開示とされているが、当該申立てがされた年月日並びに当該会議が行われた具体的な日時及び場所は開示されていることが認められた。

イ 発言内容について

本件不開示部分５のうち、発言内容の部分については、上記アの一部開示決定により、当該申立てがされた年月日並びに当該会議が行われた具体的な日時及び場所が開示されていることを踏まえると、これ



を公にすると、当該申立人の所属部隊の隊員等の一定範囲の者には、当該申立人が特定され得るといえるため、通常他人に知られたくない申立ての事実やその内容及びこれに関する検討内容等が一定範囲の者に知られることとなり、当該申立人の権利利益が害されるおそれがないとは認められないので、部分開示することはできない。

ウ 特定個人の姓及び階級について

本件不開示部分5のうち、発言者である特定個人の姓及び階級の部分は、一体として個人識別部分を成すものと認められるので、部分開示の余地はない。

なお、当該部分は、上記アの一部開示決定において不開示とされていることが認められる。

エ 以上のことから、本件不開示部分5を部分開示することはできず、法5条1号に該当するとして不開示としたことは妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

文書2と文書20は、同一の文書であると認められるが、文書2についてされた原処分2及び原処分2に先立つ平成26年8月13日付け防官文第12233号による処分の内容と、文書20についてされた原処分5の内容が異なっていることが認められた。

原処分5のうち文書20に係る部分については、異議申立てがされていないので判断しないが、同一の文書についての開示決定等の内容が異なることは、開示請求の時点が異なるため事情変更が生じたなどの場合はともかく、法の適切な運用であるとはいい難いことから、今後、処分庁においては、同様の事例が生じることのないよう適切な対応をすることが望まれる。

6 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び6号に該当するとして不開示とした各決定については、不開示とされた部分は同条1号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太、委員 常岡孝好、委員 中曾根玲子

## 別紙 1

### 諮問第 6 4 号

文書 1 苦情申立書に係る確認事項について(照会)(平成 26 年 6 月 1 日)

### 諮問第 6 5 号

文書 2 申立書(平成 26 年 6 月 8 日付)についての回答 平成 26 年 6 月 12 日

### 諮問第 3 9 1 号

文書 3 1 2 後方支援隊長への苦情申立書(26.5.6)  
文書 4 1 2 後方支援隊長への苦情申立書(26.5.15)  
文書 5 1 2 後方支援隊長への苦情申立書(26.7.26)  
文書 6 1 2 後方支援隊長への苦情申立書(26.7.31)  
文書 7 1 2 後方支援隊長への苦情申立書(26.8.18)

### 諮問第 3 9 2 号

文書 8 1 2 後方支援隊副隊長への陳述書及び申立書(26.5.29)  
文書 9 1 2 後方支援隊副隊長への申立書(26.6.1)  
文書 10 1 2 後方支援隊副隊長への申立書(26.6.4)  
文書 11 1 2 後方支援隊副隊長への申立書(26.6.8)  
文書 12 1 2 後方支援隊副隊長への申立書(26.6.18)  
文書 13 1 2 後方支援隊副隊長への申立書(26.7.1)  
文書 14 1 2 後方支援隊副隊長への申立書(26.7.5)  
文書 15 1 2 後方支援隊副隊長への申立書(26.7.16)  
文書 16 1 2 後方支援隊副隊長への申立書(26.7.22)

### 諮問第 3 9 3 号

文書 17 申立書(平成 26 年 5 月 29 日付)に対する回答 平成 26 年 6 月 3 日  
文書 18 議事録(平成 26 年 6 月 1 日付申立に対する回答)  
文書 19 申立書(平成 26 年 6 月 4 日付)についての回答 平成 26 年 6 月 6 日  
文書 20 申立書(平成 26 年 6 月 8 日付)についての回答 平成 26 年 6 月 12 日  
文書 21 申立書(平成 26 年 6 月 18 日付)についての回答 平成 26 年 6 月 25 日

- 文書22 「申立書（平成26年6月18日付）についての回答 平成26年6月25日」第2項「この他に添付した4部の申立書」（平成26年6月18日付）に対する回答 平成26年7月2日
- 文書23 「申立書（平成26年7月1日付）」について回答 平成26年7月4日
- 文書24 「申立書（平成26年7月5日付）」について回答 平成26年7月9日
- 文書25 「申立書（平成26年7月16日付）」について回答 平成26年7月23日
- 文書26 「申立書（平成26年7月22日付）」について回答 平成26年7月24日

## 別紙 2

- 文書 27 第12 後方支援隊 苦情調査委員会委員長 (26. 6. 11)  
苦情申立書に係る確認事項について (照会)
- 文書 28 第12 後方支援隊 苦情調査委員会委員長 (26. 6. 12)  
申立書 (平成26年6月8日付) についての回答
- 文書 29 個人が第12 後方支援隊長に送付した苦情申立書  
(26. 5. 6)(26. 5. 15)(26. 7. 26)(26. 7.  
31)(26. 8. 18)
- 文書 30 個人が第12 後方支援隊副隊長に送付した申立書  
(26. 5. 29)(26. 6. 1)(26. 6. 4)(26. 6. 8)(2  
6. 6. 18)(26. 7. 1)(26. 7. 5)(26. 7. 16)(2  
6. 7. 22)
- 文書 31 個人が第12 後方支援隊副隊長に送付した申立書  
(26. 5. 29)(26. 6. 1)(26. 6. 4)(26. 6. 8)(2  
6. 6. 18)(26. 7. 1)(26. 7. 5)(26. 7. 16)(2  
6. 7. 22)  
これらに対する全ての回答の書面 (原議書を含む)